福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格

 　 令和６年４月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福岡県告示第２４４号

　　　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、令和６年４月１６日から施行する。

　　　福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和４年４月福岡県告示第３７１号。以下「旧告示」という。）は、令和６年４月１５日限り廃止する。

　　　なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示により決定されたものとみなす。

第１　競争入札に参加することができない者

　１　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

２　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

　３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ１に該当する者を除く。）

４　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課された者であって、当該届出の義務を履行していないもの

(1)　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条

(2) 厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条

(3) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条

５　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３２１条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

６　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

　７　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

　８　消費税及び地方消費税に未納のある者

９　福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

第２　入札参加資格

　１　入札参加資格の等級は、ＡＡ、Ａ及びＢに区分し、それぞれの等級への格付の基準は、知事が別に定める。

　２　知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、入札参加資格を決定するものとする。

 　(1) 従業員数

 　(2)　年間売上高

 　(3)　自己資本金

　 (4)　流動比率

　 (5)　経営年数

 (6)　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

第３　入札参加資格審査申請の方法等

　１　申請の方法

　　　入札参加資格を得ようとする者は、知事が別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

　２　申請の時期

　　　競争入札参加資格審査申請書の提出期間は、毎年７月１日から同月末日までとする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第４　入札参加資格の有効期間

　　　入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（西暦奇数年をいう。）の１０月末日までとする。